

論 説

ニュージーランドの外国人参政権

後藤 光 男
山本 英 嗣

はじめに

- 1 外国人参政権はなぜ必要か（以上、後藤光男）
- 2 ニュージーランドの選挙制度
- 3 永住者の国政選挙権
- 4 ニュージーランド権利章典法第12条と参政権
おわりに（以上、山本英嗣）

はじめに

本稿では、外国人参政権の問題について、日本とニュージーランドの学説の整理および歴史的経緯を明らかにするとともに、「人権」の見地からこの問題を再考することを目的としている。

2011年11月26日、ニュージーランドでは、3年ぶりの議会総選挙の投開票が行われた。開票の結果、与党国民党が60議席を獲得し、政権を維持した。最大野党の労働党は43議席から34議席へと議席数を伸ばすことができず、対照的に2期目を目指し、同年2月に起こった大規模震災後の迅速な対応が評価され、国民の人気を誇っていたジョン・キー（John Philip Kee）首相が率いる与党国民党（New Zealand National Party）は48%の得

票率で快勝した。しかし、単独過半数には届かず、政権協力の確約を得ていた ACT 党 (ACT New Zealand) と統一未来党 (United Future) による連立政権 (計62議席) で運営していくこととなった。また3議席を獲得したマオリ党 (Maori Party) も与党支持を継続する方針を打ち出している。

ニュージーランドにおいて、選挙権は、国籍を有しない永住権者に対しても国政レベルの選挙権まで保障しており、北欧諸国と合わせて、参政権を議論する上で、常に比較対象として俎上に乗せられている。しかしながら、外国人に対する国政レベル、地方レベルでの参政権付与について様々な議論があるものの、ニュージーランドにおける歴史的背景を詳述した論説は少ない。

以下、本稿では、まず日本における外国人参政権について、これまでの学説・判例の整理を行い、その必要性について考察する。次にニュージーランドにおける選挙制度、および現行の規定について紹介し、「人権」保障における選挙権のありかたについて言及する。

1 外国人参政権はなぜ必要か

(1) 権利の性格と外国人の存在態様

日本国憲法の参政権 (選挙権) に関する規定は次のようなものである。第15条「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」、第93条2項「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律で定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」。詳しくは公職選挙法で規定している。

田中宏の紹介するところによれば、現在の登録外国人は約221万人である⁽¹⁾。この221万人は『永住者』91万人と『非永住者』130万人に大別され

(1) 田中宏「疎外の社会か、共生の社会か」世界2010年4月号 (岩波書店) 36頁, 37頁。

る。また、永住者は、在日コリアンなど旧植民地出身者及びその子孫である『特別永住者』42万人と、『一般永住者』49万人（中国人14万人、ブラジル人11万人、フィリピン人7万5000人など）に分かれる。非永住者は、3年以内の「在留期間」を与えられ、定期的に在留状況の審査を受けて在留する外国人である。一方、永住者はこうした定期的な在留審査が必要ない外国人である。非永住者のなかで多いのは、就労に制限のない『定住者』と『日本人の配偶者等』である。『定住者』は、日系人（日本人の2世・3世）であり、ブラジル人が特に多い。

『日本人の配偶者等』は日本人と結婚している外国人で、ブラジル人、中国人、フィリピン人が多い。日本での永住が認められている91万人、そして就労に制限のない日系人と日本人配偶者合わせて約50万人、この約140万人はいずれも日本に生活の本拠を置くものとみられる。

しかしこうした人々は、日本の政治への発言権を有していない。こうした事態をどのように考えるべきであろうか。

また、選挙権はどのような権利の性格をもっているのでしょうか。スウェーデンでは在住外国人に選挙権と被選挙権を与えてきた。それはなぜか、ごく自然で簡単なことである。在住外国人から税金を徴収する以上、その税金をいかに使うかを定める最低限度の権利を与えるのは当然である。どう使うのかの決定過程に参加させないというのでは筋が通らない⁽²⁾。かつて、加藤節は、この理について次のような説明をした。義務と権利との相関を説く近代法の「当然の法理」に立つかぎり、「外国人」参政権を否定する根拠はなくなる。例えば、納税義務を課しながら、その税金をどのように使うかの決定過程に参加し、それがどのように使われるかをチェックする権利を認めないことは、ほとんど詐欺にちかい不法行為である⁽³⁾。「代表なければ課税なし」である。

宮田光雄は、人権のなかで、とくに思想の自由、選挙権、労働権をとり

(2) 後藤光男『共生社会の参政権』（成文堂、1999年）115頁以下。

(3) 加藤節「国を開くということ」朝日新聞1996年5月15日（夕刊）。

出して言及し、思想の自由＝人間のアイデンティティの根幹をなすもの、選挙権＝歴史形成の主体として生きる権利、労働権＝自己自身の能力を開発し社会に貢献していく権利として位置づけた。これらの人権を侵害することは、まさに人間から人間として生きていく、あるいは人間としての成熟のチャンスを奪うことであり、人間性そのものを侵害することにはほかならない⁽⁴⁾。こうした権利が日本に生活の本拠をおく外国人に排除されているものではない。

(2) 国政参政権と地方参政権

外国人の選挙権・被選挙権の問題は、国政レベルと地方レベルについて、地方レベルについては議員と長について、それぞれ議論されなければならない。

国政選挙権については公職選挙法 9 条 1 項、地方選挙権については同条 2 項、両者の被選挙権については同法 10 条 1 項が規定しており、そこでは選挙権・被選挙権の資格として「日本国民」という要件が課されている。地方選挙権については地方自治法 11 条・18 条が同様の規定をおいており、被選挙権については同法 19 条が規定している。

近年、地方自治体レベルの選挙権については、外国人に認めることができるとする見解が有力になっている⁽⁵⁾。この地方選挙権許容説は、外国人にも選挙権を認めるよう公職選挙法・地方自治法を改正しても憲法上問題が生じないとする。その主張は大要、次のようにまとめることができる⁽⁶⁾。

①憲法により地方自治が保障されているが、それは住民の意思に基づいて行われる必要がある。②このように地方自治をとらえると、外国人に地

(4) 宮田光雄『いま人間であること』(岩波ブックレット, 1993年) 24頁以下。

(5) 芦部信喜＝高橋和之補訂『憲法 [第 5 版]』(岩波書店, 2011年) 92頁。佐藤幸治『日本国憲法論』(成文堂, 2011年) 145頁など。

(6) 大沢秀介「外国人の参政権」同編『はじめの憲法』(成文堂, 2003年) 9頁以下。

方自治体での選挙権を認めることの方が、より地方自治の理念に適合する。③外国人の地方自治体選挙権を認めることによって、国政のあり方は国民が決定するという国民主権の原理に影響を与えないかが懸念されるが、この点、地方自治は法律の枠内で行われるので問題はない（憲法94条）。④憲法15条1項では「国民」としているのに対し、93条2項では「住民」として使い分けられていることも、この考え方を許容している。

参政権について考えるとき、国政と地方の違いを認識する必要があるとするのが通説であるが、最高裁の認識も同様である。

在日コリアンが地方参政権を求めて大阪地裁に提訴したのは1990年であるが、それに対して、最高裁は1995年2月、請求は棄却したが、「永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるもの」について、「法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講じることは、憲法上禁止されているものではない」「そのような措置を講じるか否かは、専ら国の立法政策にかかわる事柄である」と指摘し、定住外国人の参政権付与に途を開いた⁽⁷⁾。詳しくは、以下のような論理である。

① 憲法15条1項にいう公務員を選定罷免する権利の保障が我が国に在留する外国人に対しても及ぶものと解すべきか否かについて考えると、憲法の右規定は、国民主権の原理に基づき、公務員の終局的任免権が国民に存在することを表明したものに他ならないところ、主権が「日本国民」に存するものとする憲法前文及び1条の規定に照らせば、憲法の国民主権の原理における国民とは、日本国民すなわち我が国の国籍を有する者を意味することは明らかである。そうとすれば、公務員を選定罷免する権利を保障した憲法15条1項の規定は、権利の性質上日本国民のみをその対象とし、右規定による権利の保障は、我が国に在留する外国人には及ばないものと解するのが相当である。

(7) 最判平成7年2月28日民集49巻2号639頁判例時報1523号49頁。

② 前記の国民主権の原理及びこれに基づく憲法15条1項の規定の趣旨に鑑み、地方公共団体が我が国の統治機構の不可欠の要素を成すものであることをも併せ考えると、憲法93条2項にいう「住民」とは、地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民を意味するものと解するのが相当であり、右規定は、我が国に在留する外国人に対して、地方公共団体の長、その議会の議員等の選挙の権利を保障したものであるということとはできない。

③ このように、憲法93条2項は、我が国に在留する外国人に対して地方公共団体における選挙の権利を保障したもとはいえないが、憲法第8章の地方自治に関する規定は、民主主義社会における地方自治の重要性に鑑み、住民の日常生活に密接な関連を有する公共的業務は、その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨に出たものと解されるから、我が国に在留する外国人のうちでも永住者等であってその居住する区域の地方公共団体と特段に緊密な関係を持つに至ったと認められるものについて、その意思を日常生活に密接な関連を有する地方公共団体の公共的業務の処理に反映させるべく、法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講じることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である。しかしながら、右のような措置を講じるか否かは、専ら国の立法政策にかかわる事柄であって、このような措置を講じないからといって違憲の問題を生じるものではない。

④ 以上検討したところによれば、地方公共団体の長及びその議会の議員の選挙の権利を日本国民たる住民に限るものとした地方自治法11条、18条、公職選挙法9条2項の各規定が憲法15条1項、93条2項に違反するものということとはできない。

韓国では、2005年6月30日、アジア初の永住外国人地方選挙権法が成立した（『在日コリアンの歴史』[明石書店、2006年]121頁）。「永住の在留資格を獲得した日から3年を経過した19歳以上が対象で、大統領・国会議員選挙を除いた投票ができる」という内容のものである。

OECD 加盟国（30カ国）およびロシアの外国人参政権と二重国籍の状況

国名	外国人参政権				二重国籍	
	国政選挙		地方選挙			
	選挙権	被選挙権	選挙権	被選挙権		
					左欄において ○：居住または永住権取得を条件として参政権を付与 △：居住または永住権取得以外の要件を条件として付与 ▲：一部地域で付与 ×：付与していない	下欄において ○：認められる ×：認められない、または非常に制限的
オーストラリア	△	×	△▲	△	一部の英連邦市民にのみ。一部の州ではその他の外国人にも定住を要件として付与。	○
オーストリア	×	×	△	△	市町村およびウィーンの区の参政権をEU市民にのみ付与。首長の被選挙権は除く。	×
ベルギー	×	×	○	△	被選挙権はEU市民のみ。	○
カナダ	×	×	△	×	サシュカチュワン州で一部の英連邦市民にのみ。	○
チェコ	×	×	△	不明	選挙権はEU市民にのみ付与。	不明
デンマーク	×	×	○	○		×
フィンランド	×	×	○	○		○
フランス	×	×	△	△	EU市民にのみ。	○
ドイツ	×	×	△	△	EU市民にのみ。州の参政権は除く。一部の州では首長の被選挙権は除く。	×
ギリシャ	×	×	△	△	EU市民にのみ。首長の被選挙権を除く。	不明
ハンガリー	×	×	○	×		○
アイスランド	×	×	○	○		不明
アイルランド	△	×	○	○	国政選挙は英国市民のみ。大統領選は除く。	○
イタリア	×	×	△	△	EU市民にのみ。首長の被選挙権を除く。	○
日本	×	×	×	×		×
ルクセンブルク	×	×	○	×	被選挙権はEU市民のみ。	×
メキシコ	不明	不明	不明	不明	詳細は不明であるが、付与していないと思われる。	○

オランダ	×	×	○	○		○
ニュージーランド	○	×	○	×		○
ノルウェー	×	×	○	○		不明
ポーランド	不明	不明	不明	不明	詳細は不明であるが、EU 市民には地方選挙権を付与していると思われる。	不明
ポルトガル	△	×	△	△	EU 市民とポルトガル諸国国民にのみ（相互主義）。	○
韓国	×	×	○	×		×
ロシア	×	×	○	○		○
スロバキア	×	×	○	○		不明
スペイン	×	×	△	△	EU 市民およびノルウェー国民にのみ（相互主義）。	○
スウェーデン	×	×	○	○		○
スイス	×	×	▲	▲	一部の州では定住を要件として認められる。	○
トルコ	不明	不明	不明	不明	詳細は不明であるが、付与していないと思われる。	○
英国	△	△	△	△	EU 市民に地方のみ、英連邦市民およびアイルランド市民には国政も付与。	○
米国	×	×	▲	▲	例外的ではあるが、メリーランド州タコマパーク市などで付与。	○

ゴシックの国は G 8

国立国会図書館調べ

出典：国立国会図書館調査による（田中宏「疎外の社会か、共生の社会か」世界2010年4月号（岩波書店）40頁に同表が掲載されている）

外国人参政権をめぐる諸外国の状況を知るために〈図表〉を掲げる。ここでも「国政選挙」と「地方選挙」に分かれており、国政レベルで認めるところはほとんどないのに対し、地方レベルでまったく認めていないのは日本だけであることがわかる。

（3）国籍をめぐる新しい問題

国籍をめぐる新しい問題として、戸波江二は1997年に、すでに次の三点

を指摘していた⁽⁸⁾。

第一は、永住市民ないし準国籍の問題である。日本に居住している外国人のうちで、日本に住所をもち、それを生活上の本拠として活動しているいわゆる定住外国人について、国民に準じた地位を認め、日本国民とほぼ同等の権利を実質的に承認していくという方向は、将来の課題となる。外国では、すでに永住市民権（denizenship）が提唱され、国民と外国人の中間に位置づけられている⁽⁹⁾。

第二は、二重国籍の問題である。従来、国際法では、国籍唯一の原則が理想とされ、重国籍の防止が図られてきた。しかし、最近では、長期の外国生活や国際結婚が増え、複数の国籍を取得する人たちも増えるにともない、二重国籍を積極的に容認する国が増加している。二重国籍は、外交保護や兵役義務の衝突などの弊害を招くとされてきたが、それらの調整は別の方法で対処可能であり、むしろ、二重国籍をそのまま認めることが主流となってきた。……日本でも、国籍法上の二重国籍回避の規定を見直し、外国籍を保持したまま日本国籍をももつことができるような制度を考察すべき時期にきている。

第三は、国籍取得の簡易化の問題である。国際化の進展と、日本に居住する外国人の増加という状況の下では、外国人の国籍所得の簡易化が図られるべきである。とくに出生による国籍の取得には弾力的な措置が要求される。

かつて、筆者も次のような指摘をした。人間の自由や平等以上に国籍が重視されなければならない理由はない。わたしたちは二重国籍、多重国籍を認めあうほうが望ましい歴史を生きており、日本でも例外ではない（比較法学45巻3号27頁）。今日、外国人参政権の意義を検討するとともに、国籍の意義を根源的に再検討する必要がある。（以上、後藤光男）

(8) 戸波江二「[[国民の要件] 第10条] 小林孝輔・芹沢育編『基本法コンメンタール [第4版]』(日本評論社, 1997年) 62頁。

(9) 近藤敦『[新版] 外国人参政権と国籍』(明石書店, 2001年) 18頁。

2 ニュージーランドの選挙制度

(1) 政治体制の変遷—ニュージーランド略史—

ニュージーランドは、17世紀以降近代国家として形成を始めて以来、今日に至るまでコモンウェルス諸国の中心たる存在である。それ以前も「部族」社会としての歴史は古く、約1千年前にさかのぼるといふ。先住民民族マオリは14世紀中ごろには太平洋・東ポリネシアから移住が進んでいたが、ヨーロッパ人の到来は、1642年、オランダ・東インド会社のアベル・タスマンの到着が最初とされ、オランダゼーランド州にちなんで「ニュージーランド」と国名が名付けられたといふ⁽¹⁰⁾。

1769年、イギリス人探検家ジェームズ・クックによる再発見後、1840年ワイタング条約の間、ニュージーランドは、国際法上、英国領とはされていない。当時、カナダ等の他の植民地での騒乱に腐心していたイギリスは、ニュージーランドを完全に植民地化する余力はなく、単なる捕鯨基地として利用していた⁽¹¹⁾。イギリスによる組織的な移民が始まるのは、1840年のイギリス人ウェークフィールドによる「ニュージーランド土地会社」の設立後である⁽¹²⁾。これに伴い、イギリス植民地政府 (Crown Colony Government) のニュージーランド植民地化も強化され、1840年1月、全権を伴った海軍大佐ウィリアム・ボブソンが派遣された。そして、同年2月、ワイタング条約は、50に上るマオリの首長が署名し、締結され

(10) Michael King, *The Penguin History of New Zealand* (Penguin Books (NZ) Ltd, 2003), pp. 98-101.

(11) キース・シンクレア著 (青木公・百々佑利子訳) 『ニュージーランド史—南海の英国から太平洋国家へ—』33-40頁。

(12) 青柳まちこ編著『ニュージーランドを知るための63章』(明石書店, 2008年) 95-101頁。また、Neil Atkinson, *Adventure in Democracy* (University of Otago Press, 2003), pp. 16-18.

たことは有名である。1840年5月には、海軍大佐ウィリアム・ホブソン（William Hobson）によって、全島に対してイギリス女王の主権が宣言され、同年6月、ニュージーランドは、ニューサウスウエールズの領域に含まれるイギリス植民地となった⁽¹³⁾。その後、1840年の憲章（Charter of 1840）が制定されるが、同憲章は、植民局からの指令を受ける総督が統轄する政府を設立することが定められていた。ホブソンが、総督及び軍司令官に任命され、植民長官、司法長官及び財務長官で構成される行政評議会（Executive Council）が設置された。総督は、原則として行政評議会の同意と助言に従ってその権限を行使した。また、1846年憲法（Constitution Act 1846 (UK)）が制定され、直接・間接選挙による代議制度が創設された⁽¹⁴⁾。

その後、イギリス議会は、1852年ニュージーランド憲法（New Zealand Constitution Act 1852 (UK)）（正式には「ニュージーランド植民地に代表制憲法を認許する法律（An Act to grant a Representative Constitution to the Colony of New Zealand）」）を制定した。同法は、ニュージーランドにおける3番目の憲法であり、1987年1月1日の1986年憲法によって廃止されるまで効力を有していた。同法は、全82条で構成され、連邦制的性格のもとで、植民地と、立法府と行政府を有する6州（province）に分割した（第2条）。中央政府と州政府との連邦制についての関係を規定し、総督、選挙により選ばれる立法評議会（Legislative Council）及び中央議会（General Assembly）が創設され（第32条）、植民地統治に関する立法権限が付与された（第53条）。総督には、法律案への拒否権の行使も認められている（第56条）。

1931年、自治領をめぐる地位についてのウェストミンスター法がイギリ

(13) Philip A Joseph, *Constitutional and Administrative Law in New Zealand* (3rd Ed., Brookers Ltd. 2007) pp. 45-101.

(14) 本稿は、ニュージーランドの憲法の概念について、矢部明宏「ニュージーランドの憲法事情」国立国会図書館及び立法考査局『諸外国の憲法事情』（2003年12月）に依拠することが多い。特に、137頁以下。

ス議会で採択された。これを受けてニュージーランドでも、1947年11月、1947年ウェストミンスター法採択法 (Statute of Westminster Adoption Act 1947) により同法を採択することが明記され、さらに、1947年憲法改正 (要請及び同意) 法 (New Zealand Constitution Amendment (Requested Consent) Act 1947) を制定し、イギリス議会に対して、ニュージーランド議会への憲法法の改正権限を付与内容の法律を制定するよう要請した。これに応じて、イギリス議会は、1947年12月、1947年ニュージーランド憲法 (改正) 法 (New Zealand Constitution (Amendment) Act 1947 (UK)) を制定した。

(2) 選挙制度と関連法制

ニュージーランドにおける選挙制度は、1842年10月に成立した地方公共団体法 (Municipal Corporations Act) の下での、ウェリントン市 (当時は Wellington Town) で開催された地方議会選挙に始まる。当時の選挙権は、男子のみに付与されていた (年齢や国籍の制限があったかどうかは不明)。また所得制限が明確には存在しなかったものの選挙権者の多くは、1ポンドの納税者であった。そのため、票の買収が横行したという。その後、国レベルの選挙とは対照的に、地方選挙では、労働者協会 (Working Men's Association) 等の支持により、労働者階級を母体とする政党が出現している。ニュージーランドの最初の総選挙は、1853年に開催されたが、それは宗主国であったイギリス政府が1852年ニュージーランド憲法法を成立させた翌年であった。この法律は、ニュージーランドにおける開拓者への自治に制限を加えるものであり、植民地政府の権限 (特に無制限の権限与えられていた総督に対する権限) を制限するものであった。1852年憲法法 (Constitutional Act 1852) は、下院を5年ごとの選出および、二院制の議会を規定していたが、当初、参政権を得るための要件はかなり厳しく、①男性であること、②大英帝国国民であること、③21歳以上であること、④£50以上の地価を有する所有者、あるいは毎年一定の地代を支払うことが可能な

者（農地あるいは都市家用の場合は£10、あるいは農村住宅用であれば£5）、⑤重罪のための反逆あるいは別の重大な罪のために刑に服していないこと、が要件とされた。法律上は、原住民であるマオリ人が投票することは可能である。しかし、選挙規則では、財産資格に含まれる共同所有された土地を所有する者に対しての選挙権付与は除外された⁽¹⁵⁾。

マオリ人 (Maori) は、従来からの共同土地所有の慣習に従っていたため、当時の選挙制度上、選挙権は制限されており、そのことから分かるように、票数で勝るマオリ人に対してのヨーロッパからの開拓民の焦りは相当なものであったことが伺える。しかしながら、実際はほとんどのマオリ人は、自分達にとっては、「開拓者議会」(Settler Parliament) は関係がないものと考え、全く興味を持っていなかった。しかし、マオリ人や女性の排除にもかかわらず、当時の他の国々と比較しても、ニュージーランドの参政権は非常に進んでいたといえる。憲法法が可決された後には、ニュージーランドに在住する成人男子はヨーロッパの人口の約4分の3が投票権を有していたという。これは、当時の成人男子人口の5分の1にしか参政権を付与していなかった英国と対照的であった。

また急激に増大した開拓者人口に参政権が与えられたことにより、選挙区の区割り変更がたびたび行われ、補欠選挙が、第2、第3、および第4議会の期間に行われた。その間、ニュージーランドに移住してきた採金者と共に、マオリ人の参政権も拡大していった。

1860年には、15の選挙区が追加されたが、1861年から始まったゴールド・ラッシュによるオタゴ中央地 (Central Otago) への人口流入に伴い、1862年には、再度、選挙区割りが実施された。また、同年、21歳以上の男性で、少なくとも6か月間、鉱業権を保持した者に対しても参政権が拡大された。これは、経済的、社会的にも重要視されておらず土地を所有していない前提としない鉱夫に対しても選挙権を拡大することを目的としてい

(15) Morag McDowell and Duncan Webb, *The New Zealand Legal System* (4th Ed., Lexis Nexis NZ Ltd, 2006) pp. 91-92.

た。

複数選出区がオタゴ (Otago) に設定され、金鉱区に1863年から70年にかけて小選挙区が割り振られた。次いで、1866-70年の間に、ゴールドフィールドに小選挙区が割り当てられた。当地区は、選挙人名簿への記載がない鉱夫が多かったが、選挙管理人に対して鉱夫人としてのライセンスを提示すれば、投票権を得ることができた。採金者に対する特別の選挙がないオタゴ市外では、鉱夫は、居住している一般選挙区に通常の有権者として登録することが可能となった。

以下、特にニュージーランドにおける選挙の特色とされる点をあげておく。すなわち、①マオリ人に対する議席の割当、②秘密投票、③選挙権獲得に対する財産基準の撤廃、④婦人参政権の付与、⑤選挙権取得年齢の変更、⑥在外選挙、そして、⑦市民権と今日の選挙制度である。

① マオリ人に対する議席枠

1867年、マオリ人に対する一定の財産要件が緩和され、参政権を得ることが可能となり、また被選挙権として4人のマオリ人枠が設けられた。その理由は、マオリ人が土地所有を管理する独自の習慣を放棄するだろう、というパケハ (Pakeha) 側の一方的な思い込みを元にしたものであったが、この改革案は、一部の選挙改革支持者からも支持を得て法案が可決された。この年から、マオリ人枠は、常時、優先枠となった。

当時のマオリ人枠の設置については、革新的な立法例と考える論者も多かった。しかし、マオリ人の政治に対する関心が増大していく中で、マオリとパケハとの人口対比を基準として議席枠を考えた場合、少なくとも15議席は保障させるべきであった。しかし、マオリ人は、規定された議席枠でのみ投票することが許されており、そのマオリ人座席数は1世紀以上固定され続け、マオリ人が、政治的な発言を制限されていたことは事実である。

② 秘密投票

当初、選挙権者は、自身が選定する候補について、選挙管理人に対して口頭による投票を行った。1870年、秘密投票制度が導入され、投票者は印刷された候補者名の中から投票したい候補者にマークし、投票箱に選挙用紙を入れる方法が採用された。このシステムは、今日行われている選挙方法と同様のものである。この方法への変更した目的は、投票に対して圧力や不当な要求をされていたと感じていた選挙権者の不安を解消し、腐敗の機会を減らすことであり、その後の高投票率へとつながったとされる。

③ 選挙権獲得のための財産基準の廃止

選挙権を獲得するために必要とされた一定の財産保有の条件については、初期の段階から相当の議論がなされてきた。1879年、議会は、その財産所有の要件を削除することで合意した。これにより、選挙人としてのプロセスに参加するための他の資格要件を満たした者であれば、誰でも選挙権を有することができるようになった。ニュージーランドの投票権に対する制限が除外されたことにより、イギリスほどではないものの、当時の他の国々よりも選挙権者数が増大した。しかし、それは財産による制限の撤廃が、選挙権に与える影響の重要性を証明し、特に、その動きは、労働者階級の政治家を輩出し、1916年の労働党への誕生へとつながった。

1908年以降、数回にわたる法改正が実施され、水夫に対しても投票権が付与されるようになった。彼らは、有権者としての住所登録ができなかったが、選挙人名簿に般の係留場所を登録したり、「水夫区」(Seamens' Sections) への登録することが可能となった。

1881年に決められた地方選挙区の割当ては、都市部に対して、約3分の1程度とされたため、一般選挙においては、地方票が選挙結果を左右していた。しかし、この割当ては、1945年に誕生した最初の労働党政権によって廃止された。

④ 婦人参政権の付与

ニュージーランドの婦人参政権に関して、設立初期の段階より下院に対して、数回にわたり選挙権に関する法案 (bill) が提出されていたが、最終的には、1893年、上院によって法案が可決されるに至り、投票権が付与された。ニュージーランドの婦人参政権運動は、特にケイト・シェパード (Kate Sheppard) によるものであり、議会からは、ジョン・ホール (John Hall)、ロバート・スタウト (Robert Stout)、ユリウス・ヴォーゲル (Julius Vogel)、ウィリアム・フォックス (William Fox) およびジョン・バランス (John Balance) のような政治家によって支持された。バランスが、1891年に総理大臣に指名され、自由党 (Liberty Party) を創設した際、ほとんどの国民が、婦人参政権は、ただちに認められると想像していた。しかし、女性参政権に関する法案は、上院によってたびたび否決された。バランスの前の総理であったハリー・アトキンソン (Harry Atkinson) は、保守的な政治家とともに、その阻止に奔走したという。

バランスが在職中、急死した (1893年4月27日) ことを受けて、リチャード・セドン (Richard Seddon) が総理大臣に指名された。セドンは、自由党のメンバーではあったが、婦人参政権には反対の立場をとっていたため退陣を余儀なくされることとなった。セドンが反対の立場であったにもかかわらず、下院議員の間では、法案の可決は自明なことであった。また、上院に法案が回付された際、以前からセドンの婦人参政権不支持に対する行動に異義を持っていた議員が賛成票を投じた。このため、法案は賛成多数で可決され、1893年9月19日、女王の裁可と署名が行われた。1919年までは、女性は被選挙権については付与されなかったものの、1893年の一般選挙では、女性が初めて投票する権限を与えられた。これにより、今日言われているように、世界最初の婦人参政権が認められた国となった。

⑤ 選挙権取得年齢の変更

ニュージーランドの建国当初から相当の期間、選挙権者は少なくとも21

歳以上であるここが要件とされた。ただし、例外的に1919年や1940年の法改正により、第一次大戦と第二次大戦期間中に、軍関係者は、年齢に関わらず、またニュージーランドに住所を有していなくても投票権が与えられ、一時的に若年層に選挙権の対象が拡大されたことはあった。議会は、1969年、20歳に、1974年には18歳へと選挙権の年齢が引き下げられた。参政権の拡大は、ベトナム戦争反対を主張する学生運動の強い影響によるものでもあった。

⑥ 在外選挙

1956年選挙法（Electoral Act 1956）において、初めてニュージーランド人が国外で投票することが認められた。第一次、第二次世界大戦中に、海外で展開する軍関係者には投票権が付与されていたが、1956年以前の海外に在留する民間人には国外での投票は認められていなかった。

⑦ 市民権要求の廃止

1975年、議会は、市民権の有無にかかわらず、ニュージーランドに在住するすべての長期滞在者に対しても投票権を付与することを決定した。この点については、次節で詳述する。

（3） 現代の選挙制度

1996年10月12日、ニュージーランドは、それまでの小選挙区制（FPP：First Past the Post System）に代わって、1993年選挙法をもとに、いわゆる小選挙区比例代表併用制（MMP：Mixed Members Proportional System, 以下 MMP）による総選挙を実施した。

今日のニュージーランド選挙の概要については、先述した矢部彰宏氏の論文「ニュージーランドの憲法事情」でも詳しく紹介されている。それによれば、1940年代以降、労働党と国民党の二大政党間の政権交替が続いており、この制度導入の主たる目的は、選挙でかなりの票を獲得しているに

もかわらず、それに比例した議席数を得ることができない小政党が多く、国民からの改革を望む声が多かったことによるという。そのため、得票率に応じた代表を議会に送ることが可能となる MMP の導入が急務となった。その後の 3 回の総選挙では、何れの党も過半数の議席を獲得することができず、1996年には、国民等とニュージーランドファースト党 (New Zealand First Party)、1999年には、労働党と連合党、2002年には、労働党と革新連合党 (Progressive Party) の連立政権となっている。

1990年、ボルジャー国民党政権が成立すると、1991年選挙国民投票法 (Electoral Referendum Act 1991) が制定され、1992年 9 月、まず、選挙制度の変更を望むか、変更するとすればいかなる制度を望むかについて指示的国民投票 (indicative referendum) が行われた。この結果、圧倒的多数が、選挙制度の改革を支持し、改革案の 5 つの選択肢では、MMP を選択するものが多数を占めた。その後、1993年 8 月、1993年選挙国民投票法が制定され、1993年 11 月、総選挙と同時に拘束的国民投票が実施された。この結果、投票者の多数が、MMP の導入を示持した。MMP の下では、有権者は、政党票と候補者票の 2 票を投じ、その結果を踏まえて、①各政党の総議席数が政党票の得票率によって決定され (比例代表制)、②各政党に配分された議席を、まず、候補者票で当選した小選挙区議員で充足し、残りの議席を政党名簿の上位者から充足する。政党名簿は、全国で 1 つ作成される。少数政党が過度に乱立することを防止するという理由から、政党が政党票の得票率に応じて議席配分を受けるためには、政党は、有効投票総数の 5 % 以上を獲得するか、又は小選挙区で 1 議席以上を獲得する必要がある。

小選挙区には、一般選挙区とマオリ選挙区があり、マオリ選挙区は、マオリ市民の議席を保障するために設けられていて、マオリ人候補者が立候補し、マオリ人によって投票が行われる。ニュージーランドでは、選挙区間で 1 票の格差が生じないように、5 年ごとの国勢調査の度に、小選挙区の数と区割を変更しており、選挙区割は、政党の利害を排除し、市民の立場

に立って公正に決定されるよう、代表委員会 (Representation Commission) という独立の機関が決定を行っている。代表委員会は、委員長、4名の官僚（司法省選挙局長、国土情報庁測量局長、統計庁事務次官、地方政府委員会委員長）、及び議会が任命する与党と野党それぞれの代表者の計7名で構成される。

1999年12月、ヘレン・クラーク (Helen Elizabeth Clark) 首相率いる労働党・連合党連立政権は、離党を禁止する内容の選挙（廉潔性）改正法案 (Electoral (Integrity) Amendment Bill) を提出した。同法律案は、司法及び選挙委員会へ付託されたが、与党側は、国民の政治不信を招いたのは、政党間の移動 (party-hopping) で選挙人と代表との暗黙の契約が破毀されたことによるものである、と主張したが、対する野党側は、法律案の有効性に疑問を呈した。しかし、法律案は、2001年12月、議会を通過し、同月、裁可された。2001年選挙（廉潔性）改正法は、「選挙人が2001年選挙（廉潔性）改正法は、「選挙人が決定した議会における政党代表の比率の維持を促進すること」及び「選挙制度の廉潔性についての公衆の信頼を促進すること」を目的としている。1993年選挙法に、離党を議員の議席喪失の理由とする規定（第55A条）が加えられ、政党名簿から選ばれた議員の失職により生じた空席は、政党名簿に掲載された候補者により補填され、一方、選挙区選出議員が失職した場合には、補欠選挙を行うこととされた。

3 永住者の国政選挙権

ニュージーランドの永住者に対する国政選挙権について、日本における先行研究として、杉原論文が挙げられる⁽¹⁶⁾。以下、この論文を中心に今

(16) 本節は、杉原充志「永住者の国政選挙権—ニュージーランドの経験と日本の将来—」『日本ニュージーランド学会誌』7号、2000年22-35頁に依拠するところが多い。また、K. E. Dawkins “New Zealand Citizenship Redefined,” 4 Otago L. Rev. 201, (1997-1980) も参照した。

日の選挙法制を概説していく。ニュージーランドにおける現行の国政選挙権について規定しているのは、1993年選挙法 (Electoral Act 1993) である。同法74条は、ニュージーランドの選挙権を、成人 (18歳以上) の「ニュージーランド国民 (ニュージーランド citizen)」または「ニュージーランドの永住者 (permanent resident)」であり (1項 a 号)、いずれの場合にも、現在までに1年以上継続して国内に居住し (同項 b 号)、かつ、当該選挙区に1ヶ月以上継続して居住している (同項 c 号) 者に与えられる、と規定する。本規定での「永住者」とは、同法73条の定義に従えば、退去強制命令や不法滞在している等、現行の1987年移民法 (Immigration Act 1987) に違反せず (同条 b 号)、かつ (合法的に) 永住者としてニュージーランド国内に居住する者 (同条 a 号) のことを指す。この「永住者」の定義は、もともと1956年選挙法 (Electoral Act 1956) に由来しており、同法39条1項に現行法と同様の規定がされている。さらに、1956年法は選挙人としての永住者の定義を、「現在国内に居住し、かつ、将来にわたり居住する意思を有する者」または「一旦は出国しても将来にわたる居住のために帰国する意思を有する者」と限定していたこと (同法38条)、加えて、1956年法は選挙人資格として「英国臣民 (British Subject)」という要件も課していた (同法39条項 b 号)。この要件は1975年の労働党政権時に廃止され、以来、ニュージーランドの国政レベルでの選挙人資格については、いわゆる「国籍要件」が付されたことはない。これに対して、国政の被選挙権については、現在でもニュージーランド国民および「1975年8月22日現在、選挙人として登録されていた者」と限定しており (1993年選挙法47条3項)、この規定の由来は、1975年までは選挙権についても「英国臣民」に限定してきたことに関係する。このことは、1975年以降も、選挙権については永住者に認めつつも、被選挙権については、依然として、英連邦諸国民に限定していることが理由となっている。

また、在外投票については、国籍を有するニュージーランド国民は出国後3年以内 (同法80条1項 a 号)、永住者については出国後1年以内 (同項

b号)であれば、選挙権を行使でき、国籍を持たない永住者に対しても在外投票権を付与している。

“citizen”という用語について、「国民」と翻訳すべきか、「市民」とすべきかは様々な論争があるが、本稿では、「国民」と訳す。それは、1949年1月1日から施行された「1948年英国国籍およびニュージーランド市民権法 (British Nationality and New Zealand Citizenship Act 1948)」がニュージーランド“citizen”の概念が、不明瞭であったことに起因している。それまでのニュージーランドにおける「国民」概念は、ニュージーランド国内で誕生した者であり、帰化した者は唯一、「英国臣民 (British subject)」という地位だけしか得ることが出来なかった。今日のニュージーランド国籍の取得および喪失について規定するのは、1977年の国籍法 (Citizenship Act 1977) でありニュージーランド国籍を取得する方法は、大別して、①ニュージーランド国内で生れた者 (citizenship by birth)、②ニュージーランド国外で、ニュージーランド国籍を有する者から生まれた者 (citizenship by descent)、および③帰化による国籍の取得 (citizenship by grant) の三つのケースがある。①については、ニュージーランドは、生地主義を採用しており、1949年1月1日以降、国内で生まれるすべての子に対して、ニュージーランド国籍を付与している (同法6条1項)。②については、1978年1月1日以降、海外でニュージーランド国民を親をもって生まれた子供は満22歳までに海外の在外公館などに届け出ることによって、ニュージーランド国籍を取得できる (同7条1項)。ただし、ニュージーランド国民である親自身が本項の海外での登録によるニュージーランド国民である場合には、海外で生まれたその子にニュージーランド国籍は与えられない (同条2項)。③の「帰化によるニュージーランド国籍の取得 (citizenship by grant)」とは、同法8条に列挙されており、「年令が18歳以上であること (同条1項)」、「過去の居住要件として、帰化申請直近の3年間、ニュージーランドに居住していること」(同条2項a号)、「永住者であること」(同項b号)、「素行が善良 (good character) であること」(同項c号)、

「ニュージーランド国籍に伴う義務と特権について十分な (sufficient) 知識を有すること」(同項 d 号), および「英語の十分な (sufficient) 知識を有すること」(同項 e 号) とされる。この他さらに、「将来にわたる居留意思」ともいうべき要件もあり, ニュージーランド国籍の取得後は, ニュージーランド国内に住み続けるか, または, そうでない場合はニュージーランドが構成員である国際機関など, ニュージーランドと密接な関係を有する団体, 職場に所属し続けることが求められる (同項 f 号)。実際には, 諸要件のうち, 3 年という居住要件を満たせば, 帰化による永住者は, かなりの割合でニュージーランド国籍を取得することを認められる。またニュージーランド国籍を取得する以前の国籍について, その喪失については義務ではないため, 二重国籍も認められている。

ところで, ニュージーランドにおける永住権 (Permanent Residence) の取得に関して規定しているのは, 1987 年の移民法 (Immigration Act 1987) である。申請段階で, 永住権は大別して, ①一般技能部門 (General Skills Category), ②事業投資部門 (Business Investment Category), ③家族統合部門 (Family Category), および, ④人道主義部門 (Humanitarian Category) と 4 つに分かれており, 「健康 (good health)」と「素行善良 (good character)」の二要件は必須とされている。永住権を取得すれば, ニュージーランド国内においては, 国民とほぼ差異なく, 就労や奨学援助を受けることができ, 一定期間を経た後に失業手当などの政府による社会福祉も享受可能である。

4 ニュージーランド権利章典法第12条と参政権

では, ニュージーランド憲法において, 具体的には, どのような規定がおかれているのか, ここでは, 特にニュージーランド権利章典法第12条における選挙権の明確な規定についてみていきたい。同法第12条は, 参政権について以下のように規定している⁽¹⁷⁾。

Electoral rights — Every New Zealand citizen who is of or over the age of 18 years

(a) Has the right to vote in genuine periodic elections of members of the House of Representatives, which elections shall be by equal suffrage and by secret ballot ; and

(b) Is qualified for membership of the House of Representatives.

（権利章典法第12条（選挙権））

18歳以上のすべてのニュージーランド市民は、

(a) 下院議員の純粹定期選挙において投票する権利を持ち、この選挙は、平等な投票権を持って秘密投票により行われ、かつ

(b) 下院議員の被選挙権を持つ。

権利章典法第12条は、各国の制定法・判例等を参考にしており、また「市民的および政治的権利に関する国際規約」（International Covenant on Civil and Political Rights (1996)）以下、「ICCPR」とする）第25条の影響も受けている。

Every citizen shall have the right and the opportunity, without any of the distinctions mentioned in article 2 and without unreasonable restrictions :

(a) To take part in the conduct of public affairs, directly or through freely chosen representatives ;

(17) 本稿において、New Zealand Bill of Rights Act 1990（1990年ニュージーランド権利章典法）の訳については、石田裕敏、東條喜代子訳「17 ニュージーランド」萩野芳夫、畑博行、畑中和夫編『アジア憲法集』（明石書店、2004）を使用した。また、各宣言、条約および議定書については、奥脇直也編『国際条約集』（有斐閣、2010）の訳に拠った。

(b) To vote and to be elected at genuine periodic elections which shall be by universal and equal suffrage and shall be held by secret ballot, guaranteeing the free expression of the will of the electors.

第25条 (選挙および公務への参与)

すべての市民は、第2条に規定するいかなる差別もなく、かつ、不合理な制限なしに、次のことを行う権利及び機会を有する。

(a) 直接に、又は自由に選んだ代表者を通じて、政治に参加すること。

(b) 普通かつ平等の選挙権に基づき秘密選挙により行われ、選挙人の意思の自由な表明を保障する真正な定期的選挙において、投票しおよび選挙されること。

(c) 一般的な平等条件の下で自国の公務に携わること。

選挙権の重要性は、既に世界人権宣言 (Universal Declaration of Human Rights (1948)) の第21条に規定されている。それは、婦人参政権条約 (Convention on the Political Rights of Women (1952)) 第1条や、女子差別撤廃条約 (Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women (1976)) 第7条、および人種差別撤廃条約 (Convention on the Elimination of All Forms of Racial Discrimination (1966)) 第5条 (c) のような多数の他の人権に関する規定にも見出すことができる⁽¹⁸⁾。

欧州人権条約第一議定書 (First Protocol to the European Convention for the Protection of Human Rights and Fundamental Freedom (1952)) 第3条でも、「締約国は、立法機関の選出に当たって、人民の意見の自由な表明を確保する条件の下で、妥当的な間隔において、秘密選挙による自由選挙

(18) Andrew Butler and Petra Bulter, *The New Zealand Bill of Rights Act : A commentary* (Lexis Nexis NZ Ltd, 2005), pp. 280-302.

を行うことを約束する。」と規定している。自由選挙における投票の自由と立候補の権利は、欧州共同体（European Council）のもとでの民主主義国における不可欠なものとして受け入れられたが、これらの権利の厳密な内容については、各国で議論を呼び、最終的にはEC構成国は、それぞれ独自の状況の下で判断すべきとされ、その承認には幅広い解釈の余地が与えられている。

また、権利章典第12条は、議会白書（White Paper）権利章典法草案の第5条と同じ形式を取っている。白書のコメントリーによれば、第5条は選挙法の根本的な原則にのみ焦点を合わせていたことが伺える。すなわち下院選挙の具体的な細定について、制定法として規定しないことは、ICCPRを批准しているニュージーランドが義務に違反していることにはならず、ニュージーランド憲法典の解釈とも一致しており、また、人権規定にその詳細を規定することは実際的でないという理由からであった。選挙をめぐる本質的な問題は大変複雑である。基本的な選挙原理の保障を担保することは、詳細な法規定が必要となる。下院はそのまさに本質から、選挙権について、立法部と行政部の下で、実際的な義務を課されている。したがって、いかなる選挙に関する立法についても選挙原理の精神を標榜し、実際的な責任を負っている。

1993年選挙法（Electoral Act 1993）と1986年憲法典法（Constitution Act 1986）では、今日の選挙制度の規定に関して明確な規定を置いた。下院の任期である3年は、1986年憲法典法によって保障されており、さらに、選挙に参加する選挙権取得年齢である18歳、および人口による割合に付した選挙区の配分は、1993年選挙法にそれらに関連した規定が置かれている。1993年選挙法の第268条には、下院議員、又は一般およびマオリ選挙区の選挙民の中で、3分の2の賛成があった場合のみ、これらの規定の変更が可能と明示されている。これらの条項は権利章典法の第12条を補完する役割を果たしている。

選挙権と下院の被選挙権については、あるコメントリーでは、その権利

については、Harvey 対 Attorney General 判決での La Forest 判事の言葉を使って解説している⁽¹⁹⁾。すなわち、「選挙権は、民主主義を正に具現化したものである。すなわち政府を選ぶ市民の権利と政府の構成員になろうとする個人の権利である。」しかしながら表現の自由、結社の自由、および移動の自由などの権利が保護されていなければ、この権利自体の保護がされないことになる。つまり、権利章典第12条による選挙権は、選挙に行かない権利も含んでいると解釈されている。

ニュージーランド市民に関する選挙権については、権利章典12条 (a) が、18歳以上のすべてのニュージーランド市民が選挙権を有することを明記している。しかしながら、選挙権は自力執行権の一つとはみなされておらず、1993年選挙法はこの権利の具体的実施を規定し、一般選挙における選挙の過程、規則等を明示している。1993年選挙法は様々な方法で選挙権を制限しており、第1に、この法律の下では、個人は選挙するために選挙名簿に登録しなければならず、第2に、1993年選挙法の第80条が選挙権者として登録することが出来ない4つの場合を定めている。それは、①一定期間、国外に居住している場合や、②精神疾患による拘留されている場合、③拘禁施設で拘留されている場合、および④腐敗行為リスト (the Corrupt Practices List) に名前が記載されている場合、である。

ニュージーランド市民が選挙権を得るためには、選挙人登録が必要とされている。選挙権を得るために事前に登録が必要とされることは、各国の選挙制度においては、あまり一般的とはされていないが、選挙制度の重要性を担保するために合理的な方法であると考えられている。しかし、1993年選挙法の下では、選挙人として登録することは、強制的であり、それに反することは、違反となると規定された。それは、権利利章典法第12条の下での選挙権は、選挙権を行使しない権利も含んでいる、と解されている所以である。

(19) [1996] 2 SCR 876, 901

しかしながら、強制的な登録によって個人の権利が侵害されるおそれもある。権利登録によって、個人情報を含んだ選挙人名簿が公表されるため、特別の理由がなくても選挙権を行使しない場合であっても、不用意にプライバシー（ICCPR 第17条）権が侵害される恐れがある。プライバシーコミッショナー（Privacy Commissioner）は選挙人登録の情報が、訪問販売や追跡に利用されることに相当の注意を払っている。しかし、プライバシーの権利は、権利章典法によって直接に保護されていない権利でもある。そのため非公開投票名簿制度が用意されている。ただ、個人が非公開名簿に掲載することを「要求する」権利は保障されていないので、十分とは言いきれない。しかし登記主任官（Chief Registrar）が個人名を公表することがその個人や家族にとっての個人の安全を脅かすという判断をした場合、選挙登録センター（Electoral Enrolment Centre）は、選挙名簿に公開された詳細について、非公開とする判断を下すことができる。

また、選挙人に全くの過失がないにもかかわらず、選挙人名簿に指名が掲載されず、その結果、選挙に参加が出来ない場合における選挙権の侵害についても問題とされる。1986年の白書では、選挙に関する立法が、そのような出来事が発生することを解消したり、最小限に抑えるばあい、選挙権は、自力執行権ではなく、選挙関連の法規に適切に委ねられる。1993年選挙法第61条(1)では、そのような状況下での特別な投票を認めている。またホームレスの市民の登録は可能かどうか問題となる。1993年選挙法72条(3)では、ホームレスの市民が、彼らの住む路上や公園といった場所を登録できると解釈している。

おわりに

前回の総選挙では経済政策も焦点の一つとなった。キー首相率いる国民党は、政府資産を財源確保に充てるため民営化の推進を宣言し、政府の保有ニュージーランドエアの株式比率を74%を51%に引き下げるほか、発

電会社、石炭会社などの国営企業の株式を売却することを発表した。その効果は、今後5年の間に、50億～70億ニュージーランドドルにのぼると見られている。また財政出動を教育と保健分野への支出を優先し、今後2年間は8億ニュージーランドドル、2014/15年度は12億ニュージーランドドルに限定するとしている。

財政再建についてはニュージーランドも日本と同様、待ったなしの状態である。しかしながら、永住者に対する福祉政策の削減や在留資格の厳格化などの発言は聞こえてこない。また、近年、特に中国からの移民が急増していても、全くと言ってよい程、移民問題について、その権利を制限すべきという意見は少ない。参政権について、各国それぞれの歴史的背景があり、一概に外国人に対する「付与の是非」に安易に言及することは、人権論から参政権を検討する上では避けるべき態度である。しかし、英連邦諸国の一員としての複雑な歴史と、植民地時代のマオリ人に対する迫害の歴史に対する反省から、少数者に対する人権を特に配慮ニュージーランドの姿勢から学ぶことは多い。国籍を有しない永住者に対しても、納税者として国家に貢献し、国民同様に居住と労働の自由を認め、コミュニティーの一員として役割を果たしていることに対して、その社会への積極的な参画を促す目的で選挙権を付与するという考え方は、一方で「国民」の概念にのみ目を向けがちな日本の議論にとって、参政権を考える上での再考の機会を与えてくれているのではないだろうか。

(以上、山本英嗣)